

議案第23号

新座市都市公園条例の一部を改正する条例

新座市都市公園条例（昭和52年新座市条例第32号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分については、当該表示部分を加える。

改	正	後									
(使用料)											
第24条 有料の公園施設の利用の許可を受けた者は、許可（駐車場の利用にあつては、出庫）の際に別表第4に掲げる使用料を納付しなければならない。											
別表第2（第14条関係）											
<table border="1"> <tr> <td>公園名</td> <td colspan="2">有料の公園施設</td> </tr> <tr> <td colspan="3">[略]</td></tr> <tr> <td>大和田水辺の丘公園</td> <td>駐車場</td> <td></td> </tr> </table>			公園名	有料の公園施設		[略]			大和田水辺の丘公園	駐車場	
公園名	有料の公園施設										
[略]											
大和田水辺の丘公園	駐車場										
別表第3（第15条関係）											
(1)・(2) [略]											
(3) 大和田水辺の丘公園											
<table border="1"> <tr> <td>施設名</td> <td>利用に供さない日</td> <td>利用時間</td> </tr> <tr> <td>駐車場</td> <td></td> <td>終日</td> </tr> </table>			施設名	利用に供さない日	利用時間	駐車場		終日			
施設名	利用に供さない日	利用時間									
駐車場		終日									
別表第4（第24条関係）											
(1)・(2) [略]											
(3) 大和田水辺の丘公園											
<table border="1"> <tr> <td>施設名</td> <td>使用料</td> </tr> <tr> <td>駐車場</td> <td>入庫から30分までについては無料とし、それ以後は駐車時間1時間ごとに200円。ただし、市長が別に定める期間については、1時間ごとに300円</td> </tr> </table>			施設名	使用料	駐車場	入庫から30分までについては無料とし、それ以後は駐車時間1時間ごとに200円。ただし、市長が別に定める期間については、1時間ごとに300円					
施設名	使用料										
駐車場	入庫から30分までについては無料とし、それ以後は駐車時間1時間ごとに200円。ただし、市長が別に定める期間については、1時間ごとに300円										
<p><u>備考</u></p> <p>駐車場に駐車することができる自動車は、道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）別表第1に規定する普通自動車並びに小型自動車及び軽自動車のうち二輪自動車以外のものとする。</p>											

## (使用料)

第24条 有料の公園施設の利用の許可を受けた者は、許可の際に別表第4に掲げる使用料を納付しなければならない。

## 別表第2（第14条関係）

公園名	有料の公園施設
[略]	

## 別表第3（第15条関係）

(1)・(2) [略]

## 別表第4（第24条関係）

(1)・(2) [略]

## 附 則

この条例は、令和8年7月1日から施行する。

令和8年2月20日提出

新座市長 並木 傑

## 提 案 理 由

大和田水辺の丘公園駐車場を有料の公園施設として定めたいので、この案を提出するものである。